

○議長（中上良隆君） 順番5、13番 瀧君。

〔13番（瀧 洋一君）登壇〕

○13番（瀧 洋一君） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、一般質問を行います。

本市におきましても、少子高齢化は大変大きな問題となっております。今回は、高齢化に対応した施策について取り上げてみたいと思います。

とりわけ、年金に頼り生活をされているご高齢の市民にとって、消えた年金問題に加え、種々の年金からの天引きなど、生活そのものを揺るがす大問題となっております。にもかかわらず、国は年間2,200億円の社会保障費の削減を行っていく、福祉切り捨ての行政、これは許されるものではありません。せめて本市におきましては、高齢者に優しい行政を行っていかなくてはならないと思います。

私たちの未来は私たちの手で。お年寄りに優しいまちづくりをめざしまして、今回もお尋ねをしたいと思います。

まず1点目、後期高齢者医療制度の本市の対応についてお尋ねをいたします。

後期高齢者医療制度は、現役の2倍のスピードで上がっていく保険料、終末期相談支援料2,000円、かかりつけ医、今は選択制ですが、これは今後強制に変わっていくと報じられています。65歳以上の障害者も強制加入される、障害者を差別する制度、また、凍結は当面だけであり、10月から被扶養者200万人も天引きが始まってまいります。

来年4月からは、70から74歳の高齢者の自己負担は、1割から2割へとアップをしております。消えた年金が未解決なのに、天引

きをする。この医療制度は、本当に許されるものではありません。保険料を一年間滞納すれば、保険証を取り上げてしまう。そしてまた、200万人の扶養家族の高齢者、74歳までは負担がゼロであるにもかかわらず、どうして75歳以上になれば保険料が取られるのでしょうか。夫が後期高齢者、妻が前期高齢者の場合、夫の保険料は安くなっても妻は高くなり、世帯全体としては大幅な値上げになるような医療制度、こんな制度について、本市においてどのように対応すべきなのかについて、お尋ねをしてみたいと思います。

また、国会におきましても、後期高齢者医療制度を廃止する法案が、先週、参議院を可決をいたしました。与党内からも廃止や見直しを求める声が出ております。また、多くの市民の方からも、悲痛な叫びとともに中止を求める声が高くなっています。

先々月行われました、山口二区での衆議院補欠選挙、また昨日執行されました沖縄県議会選挙においても、国民の声は明らかであります。

先週公表された厚生労働省の調査によりますれば、約7割の人が保険料が下がったとのことですが、世帯単位で見た場合、下がった世帯がある一方、扶養から外れて独自の制度に移行したために、配偶者や子の保険料が上がり、結局世帯としては値上がりをしているケースが見受けられます。それに加え、年金からの天引きは扶養者の控除がなくなるために、税が上がるという点も明らかになってまいりました。

本市として何ができるのか、後期高齢者医療制度の対応についてお尋ねをいたします。

①本制度の実施に伴い、保険料の上がった世帯、下がった世帯の実態についてお尋ねをいたします。

②年金からの天引きにより、税負担が増える世帯はどの程度と把握をされていますでしょうか。

③後期高齢者の健康診断の実施について、お尋ねをいたします。

④市民からの問い合わせについてと、その対応状況についてお尋ねをいたします。

次に2点目、社会的弱者に優しいごみ行政を。

いよいよ来春より、広域ごみ処理施設が稼働することとなりますが、分別区分が17区分になると聞いております。また、それに伴い、埋立処理を行う処分量も変わってくると思えます。単にごみの施策だけではなく、高齢化に伴い、福祉という観点から、このごみ問題を考えていかななくてはなりません。リサイクルをより推進する一方、独居の高齢者、要介護者の方への配慮も考えていかななくてはなりません。

そこで、以下の二点についてお尋ねをいたします。

①先日も、あるヘルパーさんより、独居の要介護者の方が、ごみの収集日を忘れて出すことができずに困っている、とのお話をお聞きしました。行政、また地域との協働で何とか解決できないかと考え、お尋ねをいたします。

1. 現在計画中的各ごみ分類ごとの収集回数。もし、まだ検討中でありますれば、進捗状況について教えてください。

2. 各分別区分ごとの集積場所の配置計画についてお尋ねします。

3. 市内の独居高齢者、独居の要介護者の方は何人おられますでしょうか。

4. 事前に登録をされた方に対して、職員

や地域の方が助け合って、玄関からごみ集積場所へ運び出す、ふれあい収集を導入してはいかがでしょうか。

2番目、数年前より、彦谷の最終処分場の残余が少なくなってきたと聞いております。新たな分別により、ごみ量は減少するものと思われませんが、旧高野口町分の搬入が加わります。いずれにしても、次の処分場の確保をしていかなければならない状況です。あわせて、現在の処分場の跡地利用についての見解についてお尋ねをいたします。

1. 広域稼働後の搬入量、また現在の彦谷の残余期間はどうか推定されていますか。

2. 新しい処分場の確保状況と予算についてお尋ねします。

3. 現在の処分場の跡地利用について、集客力、また世代間交流できる高齢化に対応した利用方法を検討してはいかがでしょうか。

以上、明快な答弁を期待いたしまして、私の1回目の質問を終わります。

○議長（中上良隆君）13番 瀧君の一般質問に対する答弁を求めます。

市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）瀧議員の、彦谷地区での最終処分場に関してのおたがしがございました。このことについて、私から申し上げたいと思います。

来年の春から稼働予定をしております広域ごみ処理施設、これは大野20区でございますが、このことにつきましても本当に地元の、地域の関係の皆さんのご理解のたまものでございまして、現在、順調に稼働をしておりますところでございますが、おたがしの、焼却していく上で、各市町で独自に処分することになっております埋立ごみの問題、この埋立ごみの問題につきましては、それぞれ不燃物ということで種類、たくさんガラスくずとか陶器

とかいろいろあると思いますけれども、現在、この彦谷地区におきまして、橋本市分については投入しておるわけでございますが、現在、年間約3,000m³、覆土を除いて3,000m³ぐらいであろうと思いますが、今後、新しい投棄をしていく上で、プラスチックのごみ、これを不燃物から除いていこうということでございまして、移行後は旧高野口町の埋立ごみをあわせても、年間約1,000m³に減少すると考えておるところでございます。

現在、彦谷の最終処分場につきましては、当初の埋立処分容量の12万9,000m³に逼迫する状態であることから、平成19年度において延命化のため、容量を1割以内増量確保のためかさ上げ、もうほるところがないから、かさ上げをしておるわけでございます。これによりまして、平成19年度末現在の残余容量としては、約1万9,200m³の確保ができておるわけでございまして、移行後の埋立ごみ減少により、平成28年度頃まで埋立が可能ではないかという見通しが立ってきたところでございます。

次に、新しい処分場の確保についてでございますが、現処分場に隣接する、橋本市の土地開発公社の先行取得土地に、埋立容量約8万m³、埋立計画期間約45年の施設を計画しておるところでございます。これも、地元のご理解とご協力のおかげでございますが、処分場設置の最終地元条件ということは、まだ確定いたしてございませんけれども、予算規模として、土地の買い戻し費用約5億円、そして施設の設計・建設費関係で約9億円ぐらい、そして水処理施設関係に約12億円、合計26億円相当の費用を見込んでおるところでございます。土地の買い戻し費用以外について、3分の1の交付金が国から出ることとなっております。

なお、建設時期につきましては、現処分場

の残余期間の見込みは平成28年度頃と予測はしておりますが、現施設の残余容量の安全性や合併特例債の活用を考慮した場合、平成23年度より基本設計を行い、環境影響調査を経て、平成26年度に完成しなければならないと考えておるところでございます。

最後に、現最終処分場の跡地利用のおたしでございますが、その面積約5,000m²の廃棄物の埋立地でございますけれども、法律によりまして埋立完了後、やはり地盤沈下といたしますか、安定期間が必要でございますので、法的に最低2年以上、利用の活用ができないこととなっておりますのであります。

議員ご指摘のとおり、その跡地につきましては、集客力が十分できるような、そういう施設を考えなければならない。特に彦谷、宿、ダムの見返りというか、そういう条件もいろいろ付いておるわけでございますので、その期待に添うようなことを考えなければならない、そう思っておるところであります。

なお、残余の件につきましては、担当参与よりお答えをいたさせます。

○議長（中上良隆君）市民部長。

〔市民部長（岸田茂利君）登壇〕

○市民部長（岸田茂利君）瀧議員のごみ行政に関するご質問にお答えをします。

いよいよ来春には広域ごみ処理施設の稼働が予定されておりまして、移行後の新たな分別区分への統一に向けまして、現在、ごみ分別計画、収集体制計画などをまとめた、広域ごみ処理施設移行計画を策定するため、事務を遂行しているところでございます。

議員おたしの、各ごみ分類ごとの収集回数ですが、現在、広域ごみ処理施設への移行計画検討委員会において検討中ではありますが、新たな分別区分ごとの排出量予測に基づきまして、腐敗性の有無や、ごみの保管容量などを考慮しながら決定していきたいと考えてお

ります。

また、各分別区分ごとの集積場所の配置計画ですが、基本的には排出容器ごとの集積場所とし、可燃ごみなどの袋による排出ごみ集積場所と、コンテナによる排出ごみ集積場所を配置するステーション方式を考えております。

なお、現在のごみ集積場所は、各自治会において決定されてきた経過もありますので、集積場所の見直しがある場合には、各自治会と協議を行いながら進めてまいりたいと考えております。

次に、ふれあい収集の導入を、とのおたただしですが、現在、市内の独居高齢者は、平成19年12月1日現在で1,338人、うち約300人の要介護者がおられます。ごみ出しに限らず、地域の住民が高齢者を助け合っていくことは大切なことであると考えますが、現代社会において地域とのつながりが薄れつつある中で、近隣住民の協力を求めるのが難しい場合もあります。

そこで、身近な人の協力が困難で、自らごみ集積場所までごみを持ち出すことができないひとり暮らしの高齢者の方などに対しましては、一定の要件設定と審査を行った上で、通常の収集業務の合間に、例えば戸別収集に伺うなど、人員体制等も含めサービスの提供が可能か否かを検討しているところでございます。

以上です。

○議長（中上良隆君）健康福祉部長。

〔健康福祉部長（森本健二君）登壇〕

○健康福祉部長（森本健二君）後期高齢者医療制度のご質問にお答えいたします。

長寿医療の制度の実施に伴い、保険料が増額となった世帯、または減額となった世帯の実態調査についてですが、世帯における長寿医療制度保険料と従前の加入保険の保険料の

合計額を比較することから、実態調査は困難なものであり、実施するとすれば、新たにシステム開発が必要となります。

しかし、従前の加入保険を国民健康保険と仮定し、比較的低所得世帯に限って傾向をシミュレーションすれば、国保保険税の資産割の基礎となる固定資産の有無により、傾向が推定できます。

まず、長寿医療制度は、所得割と均等割で保険料が算定され、国保税は所得割、固定資産割、均等割、平等割の4方式で算定されることから、長寿医療制度に移行した被保険者が固定資産を所有しておれば減額になる傾向があり、国保の被保険者が固定資産を所有しておれば、同等または増額となる傾向にあると試算しています。

また、固定資産を所有していない場合で、単身世帯の場合は低所得者は減額となりますが、所得が200万円を超えると増額となります。

また、被用者保険の被扶養者であった方は、それまでは保険料の負担はなかったが、長寿医療制度では負担が生じることになります。

次に、年金からの天引きすることにより、世帯主が長寿医療制度の対象者の保険料控除を受けられなくなり、税が増加することは認識していますが、確定申告等における保険料控除の実態把握は困難であり、所得税、市県民税に関する調査はできていません。

次に、後期高齢者の健康診査についてですが、各種がん検診は従来どおり橋本市が行いますが、後期高齢者の健康診査は、保険者である和歌山県後期高齢者医療広域連合が実施主体となります。

健康診査はメタボリックシンドロームに着目した検診で、基本項目として、問診、身体計測、診察、血圧測定、血液化学検査、肝機能検査、血糖検査、尿検査を予定しています。

この検診について、広域連合から被保険者

に対し、現在、医療機関において糖尿病、高脂血症、高血圧等の治療を受けている方の検診を控えていただきたい旨の願いがあった件について確認したところ、治療中の方についても受診していただけるとのことでした。

次に、市民からの問い合わせについてですが、被保険者証及び保険料納入通知書兼特別徴収開始通知書等を送付した4月当初は、保険料に関する問い合わせが多数寄せられ、担当者が資料をもとに説明し、ご理解を得られるよう努めました。

その他の問い合わせは273件あり、内訳は、制度の説明不足によるもの108件、被保険者証の郵送に関するもの99件、医療機関からの問い合わせ44件などでありました。

ご理解を賜りますよう、よろしく願いたします。

○議長（中上良隆君）13番 瀧君、再質問ありますか。

13番 瀧君の再質問を保留して、2時10分まで休憩いたします。

（午後1時57分 休憩）

（午後2時10分 再開）

○議長（中上良隆君）着席願います。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

13番 瀧君、再質問ありますか。

13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）それでは、順に従いまして再質問を行ってまいります。

まず最初に、この後期高齢者医療制度、まず一番最初に確認しておきます。先ほど答弁の中で、長寿医療制度というような表現がありました。正式な法律名は何なのか、ご確認させてください。

○議長（中上良隆君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（森本健二君）後期高齢者医

療制度でございます。

○議長（中上良隆君）13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）それでは、これからの答弁も、正式な法律名においてご答弁をいただきますようお願いいたしまして、再質問に入ってまいります。

まず、保険料が上がった世帯、下がった世帯について、困難であるということでありましたが、先日、厚生労働省のほうで集計をしたものがありました。当然、本市からもそのデータを厚生労働省に対して報告しているものと思いますが、それではどのような方式で、どのような数字をご報告されたのかお答えください。

○議長（中上良隆君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（森本健二君）ここに今持っておる、送った資料なんです。所得割が5.8、均等割が2万4,000円、平等割が2万7,600円、資産割が2万854円ということで、これをもとにいたしまして計算したものでございます。

単身世帯の75歳以上で、年金が79万円の方なんですけども、その方でしたら軽減割合が7割、国保の保険料が3万6,300円となります。後期高齢者医療制度に移行されますと、軽減割合が7割で、その方が、保険料が1万3,000円となりまして、国保から長寿に変わったことによって2万3,300円安くなっております。それで、資産割のない方については2万4,000円でございます。

次に、同じ単身で75歳以上で、年金が201万円を超えますと、軽減割合が2割で、国保の保険料は9万円、後期医療制度に移行されますと2割減免がありまして、保険料は7万2,700円、国保から長寿に移りますと1万7,300円の減額となります。ただし、資産割のない方については3,500円の増となります。

また、年金が400万円以上を超える方につきましては、国保の保険料が軽減割合がなく、

20万5,600円で、後期高齢者医療制度に移行されますと22万5,100円となり、1万9,500円の増、資産割のない方については4万354円の増となります。

これは単身世帯ですので、そこまでで済みませんが、よろしくをお願いします。

○議長（中上良隆君）13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）ということは、これは全く実際の数字を算出したものではなく、モデルケースを当てはめて、こういった世帯構成であればということで、厚生労働省に報告されたという理解でよろしいでしょうか。

○議長（中上良隆君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（森本健二君）そのとおりでございます。

○議長（中上良隆君）13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）厚生労働省から報告を求められたのは、こういったやり方で報告しなさいという通知があったのでしょうか。それとも、できないからこのような形をとられたんですか。

○議長（中上良隆君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（森本健二君）厚生労働省のほうから通知が来まして、調査の方法が書いてあり、それに対してご報告させていただきました。

○議長（中上良隆君）13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）では、もう一度確認します。これは厚生労働省から、このようなモデルケースを用いて、今ありました単身ですと年金の収入区分が79万円、または201万円、または400万円、こういったケースで報告をしなさいという通知であったということに間違いありませんね。

○議長（中上良隆君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（森本健二君）そのとおりであります。

○議長（中上良隆君）13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）了解しました。ということは、あくまでもこれはテストケース、それで7割の人が下がったというような結果が出てきたということですね。実際にこれ、精査していくと、本市は4方式をとっておりますので、比較的ましな、全国的に見ればましなほうかとは思いますが、かなりの負担増が明らかになってくるのではないかとということ、指摘をさせていただきます。

次に、年金からの天引きについて、これが増税につながる、このことについてのご認識はあるということですか。これ、住民基本台帳になりまして、いろいろ税の情報、保険の情報、すべて一括したような形で、今回の後期医療のシステムが組まれておるんじゃないかなと思うんですが、そういうところからデータを引っ張ってくることはできないのでしょうか。

○議長（中上良隆君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（森本健二君）今のシステムの状況ではできません。システムを構築すればできると思います。

○議長（中上良隆君）13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）今、システムを構築すればということなんですが、今、これはどうなるかわかりません。与党のほうからさまざまな見直し案が出ていると報道されております。また一方で、国会では参議院において廃止をするということが可決をいたしました。二院制のうちの一院が完全にノーを示したわけであります。今後、これらのシステムが今ほぼ使えなくなってしまうんじゃないかなと思うんですが、そのあたりのご認識はいかがでしょうか。

○議長（中上良隆君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（森本健二君）年金の詳細についてはちょっと知らないんですけども、今のところの状況では動いております。ただ、

今、議員おっしゃるように、後期高齢の医療の比較というんですか、それについてはちょっと把握できておりません。

○議長（中上良隆君）13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）では、システムとかはまたちょっと、後ほど触れさせていただきたいと思うんですが、年金からの天引き、これはまた10月から社会保険の扶養者、こちらのほうの天引きも始まってまいります。そうすると、市民生活に大きな打撃を生むということを指摘させていただきます。

先日も、ある市民の方から、保険料が上がり、年金から天引きされるために、とうとう新聞も、新聞代の四千いくらですか、これ、払うことができないので、新聞の購読をやめなくてはならなくなったと、こんな悲痛な声もお聞きしております。もちろん、これは国の制度ですので、市単独でどこまでできるのかな、非常に疑問に思うところもございます。

そこで、3番の健康診断ですが、こちらは広域の領域であるということは存じあげてはおるんですが、市として努力義務が課せられておるからしないんだというようなことなのかと思うんですが、市としてできる範囲というのは何が考えられるでしょうか。

○議長（中上良隆君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（森本健二君）後期高齢者の方の検診につきましては、後期高齢者医療のほうから、県のほうから通知が行きまして、それで希望しますか、希望しませんかというような形で通知が来ていたのは確認しています。その中で、先ほども言いましたとおり、既にそのような、メタボリックシンドロームというような中の内容で検査、医療機関で治療を受けている方については、ご遠慮いただきたいというような文書があって、確認はしておるんですけども、それに対して、実際に

検診は受けたいのでということであれば、それは受けていただいてもよろしいということの確認は受けております。

○議長（中上良隆君）13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）まだまだほかにもありますので。

それと、では4番なんですけど、ちょっとこれ、答弁もれなのかと思うんですが、市民からこんな問い合わせはありましたということのご答弁はいただいたんですが、それに対してどのように対応していくのか、この部分を私、聞きもらしたのでしょうか。答弁書からはちょっと聞き取ることができませんでした。再度、この点についてお尋ねします。

○議長（中上良隆君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（森本健二君）対応については、窓口のほうでかなり混雑いたしまして、後期高齢者医療制度についての説明、それから年金からの天引きで2割減、さっき7割減でとか、そういうものについてかなりの、来られた方に不安がありましたので、それについて基礎資料に基づいて説明させていただきました。

○議長（中上良隆君）13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）先ほど、やはり制度についての問い合わせ108件のほか、保険料に対しての説明が多数あったと。多分これ、4月当初は数字をとっていなかったのかと思います。やはり、一番皆さん気になるのが保険料なんです。でも、先ほどの①とか②でお尋ねしたとおり、全く市として状況を把握していない中、また、制度が動こうとしている中、どのように説明をされていたのか、私の保険料、今上がってるんですが、今後どうなるんですか、こんな質問もあったかと思えます。それに対してはどのようにお答えになりましたか。

○議長（中上良隆君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（森本健二君） 済いません。先ほどの答弁もれなんです、ここに苦情の中身、ちょっと書いたやつがありますので読ませていただきます、まずはじめに。

一番多いものは、本庁で多かったのは、後期高齢者医療制度の説明不足による苦情が108件ありました。次に多かったのが、被保険者証の郵送についての問い合わせについて99件。

○13番（瀧 洋一君） それは聞きました。それは答弁ありました。

○健康福祉部長（森本健二君） それから、医療機関からの被保険者番号の確認ということで、患者さんが医療機関へ行かれて、そのことで医療機関のほうから問い合わせが49件、そういうものが主立ったものでございます。

県のほうで取りまとめたのも、だいたい同じような、今言わせてもらった順位がだいたい同じようでございます。

それと、先ほどのことなんですけども、医療費が上がるということに対しての、どのような形で説明したんということなんですけども、非常にそのところは答弁しにくいようなことでございます。これについては、国のほうの制度でこないになって、国の法律で決まり、こういうような形で計算すると、このようになりますということで、そのところ、事実だけ説明させていただいたというようなことで記憶しております。

以上です。

○議長（中上良隆君） 13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君） これ、市民にとったら生活の問題なんです。特にご高齢になって、収入、年金に頼って生活されている方にとったら、本当に大事な問題なんです。命にかかわる問題なんです。道路のときに先頭になってみんなパレードした、それと同じぐらい力を入れてやっていただかないといけない

問題なんです。

では、ちょっと視点変えます。

この後期高齢者医療制度に関しまして、市としての負担というのはどれぐらいかかっているんでしょうか。多分、広域に対して職員も派遣していることと思います。それらもあわせまして、システムの構築、かかっている金額、もちろん国から交付されているものもあるかとは思いますが。市単独での負担額というのはどれぐらいでしょうか。

○議長（中上良隆君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（森本健二君） 後期高齢者医療制度のシステムの開発につきましては、4本やっております。それが5,513万6,000円でございます。うち補助金として1,033万6,000円、市からの持ち出しといたしましては4,480万円となっております。それで、1名の人件費についてはちょっとわかりません。それ以外に郵送料として保険証の郵送料、その通知の郵送料で約64万3,500円となっております。

以上でございます。

○議長（中上良隆君） 財政課長。

○財政課長（北山茂樹君） 瀧議員のご質問にお答えしたいと思います。

一般財源がいかほどかというご質問でございました。

平成20年度の後期高齢者医療特別会計の予算額といたしましては、広域連合の納付金も含めまして、総額で11億1,961万9,000円でございます。そのうち、約40%にあたる4億5,031万5,000円が保険料でございます。それを除いた額から、総額から保険料を除いた額、つまり6億6,930万4,000円が一般会計からの繰入金ということになります。

一般会計の繰入金6億6,930万4,000円のうち、後期高齢者医療の保険基盤安定負担金として、県から助成をいただいておりますのが

8,635万9,000円ございますので、差し引きいたしますと5億8,294万5,000円と、さらに広域連合への事務的経費の負担分851万7,000円、あわせて平成20年度の当初予算における後期高齢者関係経費の一般財源といたしましては5億9,146万2,000円となります。

以上でございます。

○議長（中上良隆君）13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君） どうですか。思いのほか大きい市の負担ですよ。今、財政が本当に厳しい中、市民に喜ばれる施策であるならばともかく、5億円、6億円近く市からの財政が出て、そして市民にこれだけ生活を圧迫させるような制度であるということが明らかになったかと思えます。

きょうも、傍聴席では手話の方いらっしゃって、一生懸命していただいているんですが、先日、手話のスタッフの方にお尋ねしました。この後期高齢者医療制度というのを、手話でどのようにお伝えするんですかと。そうすると、今はまだないというようなお答えでした。この制度、実は急にできたものじゃありませんよね。いつでしたかね、強行採決をしたのが。もう2年以上たってますよね。それでいて制度も周知されていない。そのために市民から多くの問い合わせが来ている。

こういった制度、もちろん国の制度です。でも、こんな制度をこのまま許しておくわけにはいかないんです。市として何ができるんでしょうか。市独自で、すべてが広域という、責任の所在のない広域連合に預けられたこの制度、市として一体、市民のために何ができるのか、財源は別にして、できる可能性のあることについて教えてください。

○議長（中上良隆君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（森本健二君）先ほども瀧議員について、窓口で何ができるんだということで答弁させていただきましたが、私、窓口

の、市としてですけども、説明責任をきちっとするというので、尋ねて来られた方についてきちっと説明させていただいて、後期高齢者医療についての説明をさせていただくという、今のところはそれしかないん違うかなという気はしています。

ただ、国のほうからいろいろ市のほうにも、その都度、厚生労働省のほうからも文書も来ておりますけども、まだ、こうでと、確かにこないなりましたというような形は一切入ってございませんので、今の現状の中での説明となりますけども、国の動向を見守って、国の情報をいただきましたら、そのことについても含めて説明していきたいと思っております。

以上です。

○議長（中上良隆君）13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）かなり消極的なお答えでした。どうですか、市長。道路の際、さまざまな陳情、東京へ、県へ、一生懸命行っただきました。市民の命を守るため、国に対して物申していこう、そんなお考えはありませんか。多くの市民の方、これだけ困っております。そして、市の負担も大きいんです。今、与党の見直し案が報道されておりますが、もしこれがそのようになった場合、またシステムの改修にお金かかるんです。全部国が見てくれるんでしょうか。また市の一般財源から持ち出していかなければならないんです。道路より大切な命。命を守ることに、市長として、市民の生命を守る立場としてお答えをお願いします。

○議長（中上良隆君）市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）瀧議員のご質問にお答えしたいと思います。後期高齢者医療制度の問題は、ただ単に橋本市だけの問題やないわけございまして、私、市長会の近畿の理

事をしておるもんですから、先刻もその会議で、そして先週は東京で全国の市長会があったわけですが、これはもう全国の市長、七百八十何市ですか、これはもう同音でございまして、非常にこれにつけて焦点を合わせて、そして国へ力強い要請をし、とりわけ75歳以上等々の低所得者の医療、保険料の問題の軽減策、これらを中心に統一的に取り組んでおるといふことでご了承いただきたいと思ひます。

○議長（中上良隆君）13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）それでは市長、これからも国に対して、強く制度の廃止を訴えていただきたいと思ひます。

それでは2番目の質問に移ります。

ヘルパーさんからこんなお話をお聞きしたことから、この質問に至ったわけなんです、非常に不明確な答弁で、まず、すべて広域への移行計画ですか、これですということなんです、何も答弁で中身がありませんでした。では、いつになったらこれが明らかになるのでしょうか。広域への移行はもう来年の4月からですよ。一体いつになったらわかるんですか。

○議長（中上良隆君）市民部長。

○市民部長（岸田茂利君）まだ、先ほど壇上でご説明させていただいたように、細かいこと、細部について決まっております。今、まさしくそれを決めるために、検討委員会を開いていただきまして検討中でございます。

予定としましては、8月中にこのまとめをしまして、それまでに概ね集積場所、あるいは収集回数等につきまして、各自治会の役員さん方のご意見をちょうだいいたしまして、それを協議の中でまとめていって、その検討委員会の中で検討していきたいと。そういうことで、まとめまして今のスケジュールでは、概ね10月頃から一般市民のほうへ周知という

格好で内容説明等、啓発も含めまして説明会を開催していきたいと。今のところこのようなスケジュールで立てております。

○議長（中上良隆君）13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）一般市民の方、これだけの分別の種類が変わってくるとか、こういうことはご存じないと思うんです。半年の周知期間で十分ですか。これも後期高齢者医療制度みたいに、ぎりぎりになって広報に載せて、当初混乱が起きるんじゃないですか。もっとこれ、行政としてわかっていることでしょう。何年も前から。なぜそれを今頃になって、まだ決まってません、これでいいんですか。

ましてや市長は、一部の自治会に対して、週2回の可燃ごみの収集を週1回に、また、週1回から中山間地などでは月に1回に、2回にというふうをお願いされていることと思ひます。まだ、それすらこの移行計画の中で決まってないんですか。現在決まるところがあれば、それだけでもここで報告していただけないでしょうか。

○議長（中上良隆君）市民部長。

○市民部長（岸田茂利君）今の旧橋本市では14品目、収集から広域行政につきましては17品目に移行になるというのは、広域行政の中で決定されまして、それについてはご存じのとおり、4月の広報から順次お知らせをさせていただいております。5月号では、移行後の新しい分別区分の対象品目につきましての広報、それから、この6月号では、新しい分別区分ごとの出し方の注意点等を、先行して広報させていただいております。

それで、私、先ほど申し上げましたのは、具体的に、とにかく説明会は10月頃からめどにスケジュールを立てておるといふことをご説明させていただきました。

それと、回数なんですけれども、まだ検討委

員会の中で検討中のことをございますけれども、先ほど市長がご説明をさせていただきましたように、例えば埋立ごみなんかでも、シミュレーションとしまして、新広域システムではガラスくずだとか陶磁器、それから化粧品等には品目が限られてきます。今現在では、埋立ごみの約8割が発泡スチロール等の内容でございます。そういったことで、かなり減量されるのではないかということの試算の中で、例えば、これはまだあくまでも、本当にまだ試算段階なんですけども、3人家族を対象とした場合に、埋立ごみではプラスチック類は大幅に除かれますので、1カ月に約130ぐらいの排出量となるのではないかと。そうしますと2カ月で260ということになりますと、ごみ袋の小が30L容量でございますので、2カ月に1回ぐらいの収集になるのではないかとというような試算もやっております、そういったことも検討委員会の中で検討してございます。

それから、お話にございましたように、生ごみの堆肥化に取り組んでいただいている地域につきましては、今現在、週2回の可燃ごみ収集を週1回にご協力をいただいていると、こういった地区もそのとおり、週1回でお願いしたいというふうに考えておりますし、なお、そういった区域をまた順次広げていけたらという格好で、順次各地域に入って、堆肥化についての説明会も積極的に取り組んでおりますので、そういったことも検討委員会の中で検討して、適正な回数を決めていきたいと、このように考えております。

○議長（中上良隆君）13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）ちょっと時間ないので先へ行きますけども、これ、少なくとも、今ちょっとご答弁ありました、2カ月に1回かというのもありましたよね。これ、ますます一体、いつごみの日なんかな、このごみ出

せんのかな、私たちでも迷うと思うんです。今、ゴミカレンダーというのがありまして、それぞれ書いてあるんだけど、うっかり出し忘れたら、都会で月に2回も3回もあるようなところだったら出し忘れてもまた次があるかとあるんですが、品目によりまして2カ月に1回、そういったものがあつたとすると、今回、テーマにしております、この独居老人ですとか要介護者、この方たちにとって非常に厳しいことになっていくんじゃないかなと思うんです。

そこで、先ほどの答弁ですが、非常に行政のお手本らしいご答弁いただきました。可能か否か検討させていただきます。午前中も7番議員ですか、前向きに検討いたしますというのは、実際にはどうもしないんやと。ちょうど先日、『県庁の星』という映画もやりましたけども、前向きに検討するというのは、前のごみ箱に放ることやとって、あの映画でもありました。可能か否か検討するというのはどういう意味なんですか。きょう、多くの傍聴の方来られてます。市民の方にもわかるように、行政用語ではなく、はっきりとどうしたいのか、行政用語でなく市民のわかる言葉で、もう一度ご答弁いただけますか。

○議長（中上良隆君）市民部長。

○市民部長（岸田茂利君）議員のご指摘のふれあい収集の点につきまして、先ほどご答弁させていただきましたとおり、広域ごみ移行計画の中で、収集の回数であるとか、そういった集積場所の配置等々、それから収集のルート等も検討してございますので、いまだ正確にはどれだけの収集に携わっている職員の時間的、あるいは手というか、が生み出してこれるかということが定かに出ておりませんので、そういったことで、例えば市民の皆さん方に、この分別収集の徹底につきましてご協力いただけて、順調に推移できれば、あ

る程度収集効率も上がってきますので、職員の手もあいてくる。あいてくると言ったら語弊ありますが、そういったことで、ふれあい収集等に回していけるかどうかということを検討しているという意味で、ご答弁をさせていただいておりますので、よろしく願いしたいと思います。

○議長（中上良隆君）13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）いまいわからない答弁であります。これ、何も珍しい施策ではないんですよね。最近では京都市もやってますし、佐世保ですか、このあたりだと阪南市なんかでもやってます。その中で、ただ単にごみを集めに戸別に回る、これは決してこれだけの効果ではないんです。そんな独居の、ひとり暮らしの方、大丈夫なんかな、無事なんかな、声かけ運動、以前もこの議会でも、先輩議員からの質問あったかと思うんですが、それとか島根でしたでしょうか、郵便局の方が一軒一軒回って、お元気ですか、おかわりありませんか、そういった単にごみ、それだけに割り切らずに、そういったことが非常に市民を思いやる大切なことだと思うんです。

総務部長、市民安全課としてそういった、また災害の要援護者であったり、こういった方々のことを、市民安全課の所管する立場から、そういうことへの重要性について、どのような認識を持たれておりますでしょうか。

○議長（中上良隆君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）お答えさせていただきます。

ごみの部分に関しましては、市民部長がご答弁させていただいた部分でございまして、私といたしましては、市民安全課、協働という新しい行政施策展開の部分について、大きな話としてご答弁させていただきたいと思っております。

行政から一方的に、市民の方々の背中のか

ゆいところまで手を届いていくということは、やはりこれからの時代はなかなか限界があるのではないかと。そういった中で、議員ご指摘のとおり、やはり地域の方々が行政とともに働くといえますか、動くということで、これは行政のすべての分野に言えることかと思っております。

そういったことで、今後、行政全般で、協働部分につきましては市民の方々、地域の方々とは知恵を出していただいて、助けていただいて、行政も行政としてできる部分について、ともに住民サービスの向上に努めていくという考え、動きが全国的に展開してきておりますので、議員ご指摘の部分につきましても、やはり地域の方々にも参画していただく中で、どういった、地域地域によってそれも異なってくると思います。ですから、その地域地域に合わせた形で施策展開、協働の部分で、住民にも助けていただくと。行政も入っていけるところは入っていかせていただくと、知恵を出していただくと、そういう対応で今後展開していきたいというふうに考えておりますので、全般的な話としてご答弁をさせていただきます。

○議長（中上良隆君）13番 瀧君。あと2分です。

○13番（瀧 洋一君）あと2分。もうちょっと、50分まで違いますか。休憩の時間。

○議長（中上良隆君）引いています。

○13番（瀧 洋一君）では、わかりました。では、この点につきましては、ぜひともこれ、福祉の観点から、また地域の方々のご協力も得ながら、必ず実施をしていただけますよう要望をさせていただいて、最後の質問、だいたい数値につきましては了解をいたしました。当初の1年半ということから、かなり延びておる。これに対して安全なのかなと。かさ上げが安全なのかなと、ちょっと不安もある

んですけれども、延ばしていただくことに対して努力をお願いいたします。

あと2分ということなので、簡潔で結構なんです。現在の処分地の跡地利用、何か具体的な夢とかそういう思いがありましたら、市長にお伺いさせていただきたいと思います。それをお聞きしまして終わりたいと思います。

○議長（中上良隆君）市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）あと1分のごさいますので、簡潔に申し上げたいと思います。

問題は、申し上げたように約5,000㎡相当ございますけれども、これだけやなくして、やはり私はこのダムの見返りとして北宿、南宿、彦谷、これについてはやはり重きを置かなければならないという考え方で、今現在、2車線の道路を入れておるわけでございますが、問題は跡地利用のことでありますけれども、桜植えたり、もみじ植えたり、シーソーしたりぐらいのものでは、誘客はできないと思っておるんです。特殊な方法で、例えばイノシシ牧場とか、それくらいのちょっと変わったものを誘客に、やっぱりそういう手法で、そうして生ごみを皆あそこへ持って行って、イノシシに食べてもらおうと。そのイノシシが今度はまたボタン鍋で宿でやるという、循環型というか、こういうことも非常にやっぱり力点を置かなければならないと考えておるわけでありまして。詳しいことはまた別室で、時間割いてさせていただきます。

以上でございます。

○議長（中上良隆君）13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）どうもありがとうございました。

○議長（中上良隆君）これをもって、13番 瀧君の一般質問は終わりました。